

【事務事業調書】

事務事業名	農業者戸別所得補償制度推進事業費		予算科目 コード	会計 - 款 - 項 - 目 - 事業	
				001-06-01-05-003-01-02	
担当部課	建設産業部 産業課	担当 係長	農業政策係 南木 彰久	事業の分類	既存事業

■事務事業の概要

		何をどのような方法で実施します(実施しました)か？	どのような成果が現れます(現れました)か？
計画	H23 事後 評価	昨年度より本格的に実施された農業者戸別所得補償制度ですが、各農業団体より構成される町農業再生協議会が中心となり推進し、制度に対する農業者の混乱を招くことなく円滑に実施されたと思われます。	町農業再生協議会が主体となり、推進事業補助金を活用し農業者戸別所得補償制度を推進することにより、麦・大豆・飼料作物等の主要作物の生産拡大や米の需給調整を推進することが出来ます。また、主要作物の作付けに併せ土地利用型農業の推進や地域農業の振興が図れます。
	H25 事前 評価	農業者戸別所得補償制度は、国家戦略として食料自給率向上を図ることを大きな目標としており、町農業再生協議会に補助金として補助することにより、町の土地利用型農業の推進と合わせ、麦・大豆・飼料作物等の主要作物の生産拡大や米の需給調整を推進します。	
実績			

■活動指標

指標	目標値	達成値	特記事項
米生産目標数量の達成率	100%以下		

■事業費(計画)

【単位:千円】

細 節	金 額	積 算 根 拠
1 補助金	7,500	資金1,440千円、報償費2,100千円、需用費495千円、役務費115千円、委託料2,790千円、使用料及び賃借料560千円(24年度協議会予算)
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
	7,500	

■事業費(実績)

【単位:千円】

細 節	金 額	特 記 事 項
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
	0	

■事業経費

		計 画 【千円】	実 績 【千円】	特 記 事 項
予 算	当初予算額	7,500		
	補正予算額			
	流用額			
	予算現額			
決 算	決算額			
財 源	国庫支出金			
	県支出金	7,500		
	地方債			
	受益者負担金			
	その他の特定財源			
	計	7,500		
	差引(一般財源)	0		

■補助金等名:農業者戸別所得補償制度推進事業補助金

■補助事業者等:高根沢町農業再生協議会

★自己評価基準

- (1)とてもよくあてはまる:5点
- (2)あてはまる:4点
- (3)どちらかというにあてはまる:3点
- (4)どちらかというにあてはまらない:1点
- (5)あてはまらない:0点

★総合評価基準

- (1)継続:総得点が35点以上
- (2)見直し:総得点が35点未満

補助金等交付基準		自己評価	評価に関するコメント
1	公益性	■受益が不特定多数の町民に広く及ぶものであり、特定の個人や団体のみが利益を受ける事業でない。	戸別所得補償制度の参加者が対象であり、特定の個人や組織等が対象になるが、面積的には約3,500haの水田の大部分が対象であり、町面積の1/2が該当するため、町全体に波及効果が期待できる。
		■町全体に波及効果が期待できる。	
2	必要性	■地域経営計画に即し政策的に奨励する事業であり、町民のニーズに即している。	米の生産調整の円滑な実施を図り産地づくりを促進することから、町の安定した農業体系を確立するために実施することが必要な事業です。
		■社会動向を展望し、先見性・発展性がある。	
3	公平性	■民間、NPO、ボランティア等、既存団体等の活動を阻害しない。	町農業再生協議会に補助をしますが、特に他の団体等の活動を阻害するものではありません。
		■町民のサービス受益機会が均等である。	
4	効果性	■事業効果が明確かつ具体的である。	予算は、前年度の事業内容や決算状況を勘案し、毎年、団体の総会にて審議しています。
		■予算の見積が適正である。	
5	適格性	■実施体制が明確である。	国の事業である農業者戸別所得補償制度を実施するため、町に設置する町農業再生協議会に補助金を交付しています。
		■自主・自立の傾向が明白で、将来計画がある。	
合計点数		40	
総合評価		継続	